

三木町告示第190号

三木町農業者物価高騰対策継続支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年9月30日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱72号

三木町農業者物価高騰対策継続支援金交付要綱の一部を改正する要綱

三木町農業者物価高騰対策継続支援金交付要綱（令和7年三木町要綱第61号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和7年9月30日」を「令和7年11月28日」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年9月30日から施行する。